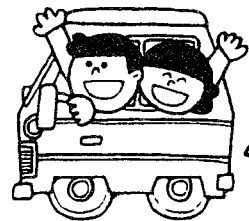


国民健康保険の保険証が変わります



9月1日から「ピンク色」に変わります
今までの「はだ色」の保険証は
8月31日限りで使えなくなります

保険証を正しく使いましょう

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんの診察を受けるときの受診券の役目を果たすものですから、大切に取り扱いましょう。

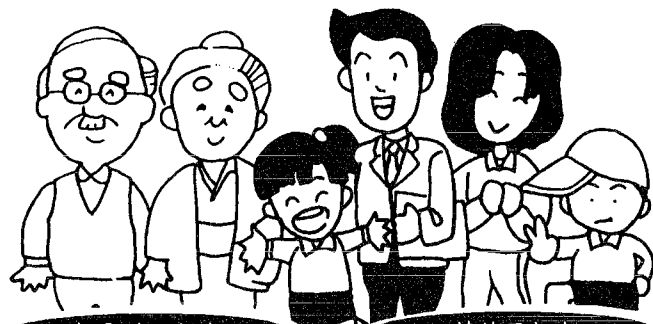
- 1 **勝手に訂正できません**
もし、記入事項に間違いがあったら、窓口まで申し出てください。
- 2 **お医者さんにかかるとき**
必ず保険証を病院・医院等の窓口へ提出しましょう。
- 3 **必ず手もとに保管**
治療後は必ず保険証を返してもらいましょう。
- 4 **資格がなくなったら返す**
会社に入ったたり、他の市区町村へ転出するときは、必ず窓口へ届け出て、保険証を返してください。
- 5 **保険証は再交付されます**
保険証を破損・紛失したときは窓口へ。
- 6 **遠隔地に住む人が出たとき**
長期旅行、修学などで家族と離れて住むときは、窓口へ申し出ると、もう1枚の保険証が交付されます。

9月から保険証が「ピンク色」に

新しい保険証は、特別な場合を除き、8月28日から31日までの間に被保険者の各世帯主宛にお届けいたします。到着後は次の点に留意してください。

- ▶保険証の内容は必ず確認を!!
新しい保険証は、7月末日現在で作成しますが、8月31日までの間に出産、死亡、転入、転出、社会保険などへの異動で手続きをされる人、また、他に誤りがある場合は、お手数でも国保係（2番窓口）で訂正してから使用してください。
- ▶医療機関への提出忘れずに!!
現在、病院や医院に入院または通院中であって、9月1日以後も引き続き診療を受ける人は早めに病院や医院の受け付けに新しい保険証を提示してください。

届け出は14日以内に



加入するとき

1. 他市町村から転入した時。
2. 職場の健康保険などをやめた時。
3. 子どもが生まれた時。
4. 生活保護を受けなくなった時。

やめるとき

1. 他市町村へ転出した時。
2. 職場の健康保険などへ入った時。
3. 死亡した時。
4. 生活保護を受けた時。

気軽にご相談ください

(住民課国民健康保険係 TEL 38-3111 内線139)

国民健康保険制度の詳細においては、いろいろ難しいことが多いです。ですが皆さんに必要なことばかりです。

困ったときは、気軽にご相談ください。

住民基本台帳ネットワークシステム 8月5日スタート

21世紀における行政情報化の社会的基盤の確立を目指して

**本年8月5日、各種行政の基礎
となっている住民基本台帳の全国
ネットワークが稼働します。**

住民基本台帳ネットワークシステムは、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報により全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムで、電子政府・電子自治体を実現するための基盤となります。

今後、行政機関（国・地方公共団体など）では、住民の皆様からの各種の届出・申請などの際に、提出をお願いしていた住民票の写しの代わりに、ネットワークシステムから氏名、生年月日、性別、住所などの本人確認情報の提供を受けることが可能となります。

住民票コードは、ネットワークシステムからの情報を正確・迅速に取り出すために必要不可欠であり、**8月20日以降、小須戸町**から通知されます。

通知された住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管してください。

住民票コードについて

- ・平成14年8月5日以降、個人ごとの住民票に新たに住民票コードが記載されます。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ提供する本人確認情報は、法律により4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報に限定され、また、行政機関の利用できる事務についても、法律で具体的に規定されています。
- ・住民票コードを民間が使用することは、法律で禁止されています。
- ・住民票コードは、役場住民課へ申し出ることにより変更できます。